

請願・陳情參考資料

平成28年2月24日

商工労働部

陳 情 (新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
28年 - 2 (H28. 2. 1)	商 工 労 働	いわゆる「ブラック企業」 の根絶に向けた取組の推進 について 個人 (倉吉市)	【雇用問題の相談窓口の設置・拡充など、若者への就労支援体制を拡充することについて】 〔国の取組〕 ○長時労働に際しては、労働基準法の改正など、労働者の権利を保護し、労働環境の改善を図る。また、労働者の健康を守るため、労働時間の短縮や、労働者の休息の確保など、労働者の健康を守るための取組を進める。 ○青少年の雇用促進等に関する法律により、ハローワークの新卒求人は、一定の労働条件を満たすものとする。また、労働者の権利を保護し、労働環境の改善を図る。また、労働者の健康を守るため、労働時間の短縮や、労働者の休息の確保など、労働者の健康を守るための取組を進める。 〔県の取組〕 ○鳥取県労働委員会内に「若者への就労支援センター」を設置し、労働者の権利を保護し、労働環境の改善を図る。また、労働者の健康を守るため、労働時間の短縮や、労働者の休息の確保など、労働者の健康を守るための取組を進める。 ○鳥取県労働委員会内に「若者への就労支援センター」を設置し、労働者の権利を保護し、労働環境の改善を図る。また、労働者の健康を守るため、労働時間の短縮や、労働者の休息の確保など、労働者の健康を守るための取組を進める。 ○若者の就業支援を推進するため、若者の就業支援センターを設置し、労働者の権利を保護し、労働環境の改善を図る。また、労働者の健康を守るため、労働時間の短縮や、労働者の休息の確保など、労働者の健康を守るための取組を進める。

			職業意識の形成や職業人としての基礎的能力の取得を支援している。 ※平成26年度「若者仕事ぶらざ」就業支援実績 新規求職者数－2,746人 就職決定数－2,157人 就職率－78.6%
--	--	--	--

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況						
28年 - 5 (H28. 2. 5)	商 工 労 働	最低賃金の改善と中小企業 支援の拡充を求める意見書 の提出について 鳥取県労働組合総連合	【最低賃金制度について】 ○最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使 用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払 わなければならないとする制度。 【最低賃金の決定】 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態 調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議さ れ、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常的事 業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して決定。 なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に 置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。 【現在の最低賃金（時間額）】 ・鳥取県 693円（H27.10.4～） ・最 高 907円（東京都） ・最 低 693円（鳥取県、高知県、宮崎県、 沖縄県） ・平 均 798円 【中小企業への支援策について】 ○国の平成27年度補正予算及び平成28年度予算案 において、「中小企業の生産性向上」「TPPを活用 した中小企業の海外展開」「小規模事業者の持続的発 展」「地域経済の活性化・新陳代謝の促進」及び「事 業環境の整備」等を柱とする中小企業・小規模事業者 関係予算を計上している。 〈総額〉 <table><tr><td>平成27年度補正予算等</td><td>2,376億円（3,013億円）</td></tr><tr><td>平成28年度予算</td><td>1,825億円（1,856億円）</td></tr><tr><td>計</td><td>4,201億円（4,869億円）</td></tr></table> 〈主な施策〉 ・ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 1,020億円	平成27年度補正予算等	2,376億円（3,013億円）	平成28年度予算	1,825億円（1,856億円）	計	4,201億円（4,869億円）
平成27年度補正予算等	2,376億円（3,013億円）								
平成28年度予算	1,825億円（1,856億円）								
計	4,201億円（4,869億円）								

- ・戦略的基盤技術高度化連携支援事業 139億円
- ・海外展開戦略支援事業 94億円
- ・小規模事業者の販路開拓等 151億円
- ・よろず支援拠点、事業承継再生支援等 118億円
- ・きめ細かな資金繰り支援 966億円
- ・消費税軽減税率導入準備支援 1,165億円

(参考：平成26年度補正)

- ・原材料コスト対策等の資金繰り支援 ▲1,380億円

〈県の主な中小・小規模事業者支援施策〉

- 27年度2月臨時補正
 - ・海外展開サポート体制強化事業 55百万円
- 28年度当初予算
 - ・鳥取県版経営革新総合支援事業 1,522百万円
 - ・商圏拡大・需要獲得支援事業 36百万円
 - ・中小企業調査・研究開発支援事業 53百万円
 - ・鳥取県戦略産業雇用創造プロジェクト事業 290百万円
- ・県制度金融（新規分融資枠500億円）

【社会保険制度・税減免について】

- 強制加入の保険により、事故発生時に現金又は現物年金給付で生活を支え、相互扶助制度。健康保険、年給付で生活を支え、雇用保険、労災保険等があり、事業主及び労働者が保険料を負担する。

[現在の保険料率]

- ・健康保険 9.96% (労使折半)
- ・年金保険 17.828% (労使折半)
- ・介護保険 1.58% (労使折半)
- ・雇用保険 1.35%
- ・労災保険 0.30% (事業主負担)
- (労働者負担：0.5% 事業主負担：0.85%)

- 平成28年度税制改正で、中小企業が生産性を高めるため減額減る機械装置の取得を延長し、中小企業が30万円未満のものを認め、償却の特例を廃止する。

			【下請取引適正化等について】 下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」という。）が設けられ、国（公正取引委員会及び中小企業庁）において以下のとおり運用されているところ。 〔国の取組〕（平成26年度実績） （1）勧告等の状況 ①下請法違反行為に対する勧告・指導状況 ・勧告は7件、指導は5,461件（過去最多） ②下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況 ・減額分について親事業者209社が下請業者4,142名に約8億7,120万円を返還 （2）その他の主な取組状況 <下請取引適正化推進月間（11月）> ①下請取引適正化推進講習会開催 ②シンポジウム・セミナー ③業界団体に対する要請活動 等 <その他> ④優越的地位の濫用規制に関する実態調査、書面調査（親事業者38,982名、下請事業者213,690名） ⑤下請法基礎講習会、下請法応用講習会、業種別講習会 〔県の取組〕（平成26年度実績） ○（公財）鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスを行う「下請かけこみ寺」を設置。 ○平成26年度の下請取引適正化に関する相談の受付実績は2件であった。
--	--	--	---